

附属書二（第三章関係） 品目別規則

第一編 一般的注釈

この附属書に定める品目別規則の適用上、

(a) 特定の項又は号の産品について適用する品目別規則又は一連の品目別規則は、次編の表の上欄に掲げる項又は号に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規則とする。

(b) 一連の品目別規則において一以上の規則を選択的に適用することが定められている場合、これらの規則に関する記載の順序は、適用の優先順位を示すものではない。

(c) 次の定義を適用する。

「部」とは、統一システムの部をいう。

「類」とは、統一システムの類をいう。

「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

(d) この附属書における記載は、二千七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

第二編 品目別規則

第一部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品（第一類から第五類まで）

第一類 動物（生きているものに限る。）

〇一・〇一〇一〇一・〇六

第一類の全ての動物について、締約国において完全に得られるものであること。

第二類 肉及び食用のくず肉

〇二・〇一〇一〇二・一〇

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

〇三・〇一〇一〇三・〇七

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第四類 酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

○四・〇一―〇四・一〇

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第五類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

○五・〇一―〇五・一一

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第二部 植物性生産品（第六類から第一四類まで）

第六類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

○六・〇一―〇六・〇四

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第七類 食用の野菜、根及び塊茎

〇七・〇一―〇七・一四

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第八類 食用の果実及びナツト、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

〇八・〇一―〇八・一四

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第九類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料

〇九〇一・一一―〇九〇二・二〇

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

〇九〇二・三〇―〇九〇二・四〇

第〇九〇二・三〇号若しくは第〇九〇二・四〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が五十パーセント以上であること（第〇九〇二・三〇号又は第〇九〇二・

〇九・〇三一〇九・一〇

四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第一〇類 穀物

一〇・〇二一〇・〇八

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第一一類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

一一・〇一・〇〇一〇二・二〇

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

一一・〇二・九〇

第一一〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。

一一・〇三一〇九

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第一二類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

一一・〇一―一二・一四

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第一三类 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

一三・〇一―一三・〇二

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第一四類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

一四・〇一―一四・〇四

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第三部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（第一五類）

第一五類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

一五・〇一―一五・二二

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第四部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品（第一六類から第二四類まで）

第一六類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

一六〇一・〇〇―一六〇四・一九

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

一六〇四・二〇

第一六〇四・二〇号の産品への他の類の材料からの変更

一六〇四・三〇―一六〇五・一〇

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

一六〇五・二〇

第一六〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更

一六〇五・三〇―一六〇五・四〇

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

一六〇五・九〇

第一六〇五・九〇号の産品（いかのみに限る。）が締約国において製造され、かつ、その製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであることは、

第一六〇五・九〇号の産品（いかのものを除く。）への他の類の材料からの変更

第一七類 糖類及び砂糖菓子

一七・〇一一七・〇四

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第一八類 ココア及びその調製品

一八・〇一一八・〇六

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

一九・〇一一九・〇五

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全

に得られるものであること。

第二〇類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

二〇・〇一―二〇・〇九

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第二一類 各種の調製食料品

二二〇一・一一

二二〇一・一二

二二〇一・二〇

二二〇一・三〇―二二〇五・〇〇

二二〇六・一〇

二二〇六・九〇

第二二〇一・一一号の産品への他の類の材料からの変更

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第二二〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第二二〇六・一〇号の産品への他の類の材料からの変更

第二二〇六・九〇号の産品への他の類の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。

第二二類 飲料、アルコール及び食酢

<p>二二・〇一―二二・〇六 二二・〇七 二二・〇八―二二・〇九</p>	<p>締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。 第二二・〇七項の産品への他の類の材料からの変更 締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。</p>
--	--

第二三類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

<p>二三・〇一―二三・〇九</p>	<p>締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。</p>
--------------------	---

第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品

<p>二四・〇一―二四・〇三</p>	<p>締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。</p>
--------------------	---

第五部 鉱物性生産品（第二五類から第二七類まで）

第二五類 塩、硫黄、土石類、プラスチック、石灰及びセメント

二五〇一・〇〇

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第六部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品（第二八類から第三八類まで）

第二八類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

二八〇一・二〇

二八・〇二―二八・〇三

二八〇四・三〇

二八〇四・五〇

二八〇四・九〇

二八・〇六

第二八〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更

第二八・〇二項又は第二八・〇三項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第二八〇四・三〇号の産品への他の項の材料からの変更

第二八〇四・五〇号の産品への他の項の材料からの変更

第二八〇四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第二八・〇六項の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること。

二八〇七・〇〇
二八一・一九
二八一・二二
二八一五・一一
二八一五・二〇
二八一六・一〇
二八一七・〇〇―二八一八・二〇
二八一九・九〇
二八二〇・一〇
二八・二一―二八・二三
二八・二四
二八二五・一〇
二八二五・四〇
二八二五・五〇
二八二五・六〇
二八二五・八〇―二八二五・九〇
二八二六・三〇

第二八〇七・〇〇号の産品への他の項の材料からの変更
第二八一・一九号の産品への他の項の材料からの変更
第二八一・二二号の産品への他の項の材料からの変更
第二八一五・一一号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること。
第二八一五・二〇号の産品への他の項の材料からの変更
第二八一六・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
第二八一七・〇〇号から第二八一八・二〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
第二八一九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第二八二〇・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
第二八・二一項から第二八・二三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
第二八・二四項の産品への他の類の材料からの変更
第二八二五・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
第二八二五・四〇号の産品への他の項の材料からの変更
第二八二五・五〇号の産品への他の類の材料からの変更
第二八二五・六〇号の産品への他の項の材料からの変更
第二八二五・八〇号又は第二八二五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第二八二六・三〇号の産品への他の項の材料からの変更

二八二七・三二
二八二七・三五
二八二七・三九
二八二八・九〇
二八三〇・九〇
二八三三・一一
二八三三・二四―二八三三・二五
二八三三・二七―二八三三・二九
二八三三・四〇
二八三四・二九
二八三五・二五―二八三五・二六
二八三五・三九
二八三六・五〇
二八三六・九九―二八三七・一九
二八三九・九〇
二八四〇・二〇
二八四一・三〇

二八二七・三二	第二八二七・三二号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること。
二八二七・三五	第二八二七・三五号の産品への他の類の材料からの変更
二八二七・三九	第二八二七・三九号の産品への他の項の材料からの変更
二八二八・九〇	第二八二八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること。
二八三〇・九〇	第二八三〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
二八三三・一一	第二八三三・一一号の産品への他の項の材料からの変更
二八三三・二四―二八三三・二五	第二八三三・二四号又は第二八三三・二五号の産品への他の類の材料からの変更
二八三三・二七―二八三三・二九	第二八三三・二七号又は第二八三三・二九号の産品への他の項の材料からの変更
二八三三・四〇	第二八三三・四〇号の産品への他の項の材料からの変更
二八三四・二九	第二八三四・二九号の産品への他の項の材料からの変更
二八三五・二五―二八三五・二六	第二八三五・二五号又は第二八三五・二六号の産品への他の項の材料からの変更
二八三五・三九	第二八三五・三九号の産品への他の項の材料からの変更
二八三六・五〇	第二八三六・五〇号の産品への他の項の材料からの変更
二八三六・九九―二八三七・一九	第二八三六・九九号から第二八三七・一九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
二八三九・九〇	第二八三九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
二八四〇・二〇	第二八四〇・二〇号の産品への他の項の材料からの変更
二八四一・三〇	第二八四一・三〇号の産品への他の項の材料からの変更

第二九類 有機化学品

二八四一・九〇
 二八四二・九〇
 二八四三・九〇
 二八四六・九〇
 二八四九・九〇―二八五〇・〇〇
 二八五三・〇〇

第二八四一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
 第二八四二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
 第二八四三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
 第二八四六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
 第二八四九・九〇号又は第二八五〇・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
 第二八五三・〇〇号の産品への他の項の材料からの変更

二九〇一・一〇
 二九〇二・一九
 二九〇二・三〇
 二九〇二・九〇
 二九〇三・一二―二九〇三・一三
 二九〇三・二二
 二九〇三・二九
 二九〇三・三九
 二九〇三・四九

第二九〇一・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九〇二・一九号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九〇二・三〇号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九〇二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九〇三・一二号又は第二九〇三・一三号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九〇三・二二号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九〇三・二九号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九〇三・三九号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九〇三・四九号の産品への他の項の材料からの変更

二九〇三・六一
 二九〇三・六九―二九〇四・一〇
 二九〇四・九〇
 二九〇五・一四―二九〇五・一六
 二九〇五・一九―二九〇五・二九
 二九〇五・三九―二九〇五・四一
 二九〇五・四四
 二九〇五・五九
 二九〇六・一一
 二九〇六・一二
 二九〇六・一九
 二九〇六・二九―二九〇七・一三
 二九〇七・一九
 二九〇七・二九
 二九〇九・一九

第二九〇三・六一号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九〇三・六九号又は第二九〇四・一〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
 第二九〇四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九〇五・一四号又は第二九〇五・一六号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九〇五・一九号から第二九〇五・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九〇五・三九号又は第二九〇五・四一号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九〇五・四四号の産品への他の項の材料からの変更（第一七・〇二項の材料からの変更を除く。）
 第二九〇五・五九号の産品への他の項の材料からの変更
 締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。
 第二九〇六・一二号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九〇六・一九号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九〇六・二九号から第二九〇七・一三号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
 第二九〇七・一九号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九〇七・二九号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九〇九・一九号の産品への他の項の材料からの変更

二九〇九・三〇
 二九〇九・四三―二九〇九・四九
 二九一〇・三〇
 二九一〇・九〇
 二九一二・一九
 二九一二・二九―二九一二・三〇
 二九一二・六〇―二九一三・〇〇
 二九一四・一三―二九一四・一九
 二九一四・二九
 二九一四・四〇―二九一四・五〇
 二九一四・七〇―二九一五・一一
 二九一五・二九
 二九一五・三九
 二九一五・六〇
 二九一六・一二―二九一六・一四
 二九一六・一九―二九一六・二〇

第二九〇九・三〇号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九〇九・四三号から第二九〇九・四九号までの各号の産品への他の項の材料からの
 変更
 第二九一〇・三〇号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九一二・一九号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九一二・二九号又は第二九一二・三〇号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九一二・六〇号又は第二九一三・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の
 材料からの変更
 第二九一四・一三号又は第二九一四・一九号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九一四・二九号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九一四・四〇号又は第二九一四・五〇号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九一四・七〇号又は第二九一五・一一号の産品への当該各号が属する項以外の項の
 材料からの変更
 第二九一五・二九号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九一五・三九号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九一五・六〇号の産品への他の項の材料からの変更
 第二九一六・一二号から第二九一六・一四号までの各号の産品への他の項の材料からの
 変更
 第二九一六・一九号又は第二九一六・二〇号の産品への他の項の材料からの変更

二九一六・三九
二九一七・一二―二九一七・二〇
二九一七・三五
二九一七・三九
二九一八・一四―二九一八・一五
二九一八・一九
二九二〇・九〇
二九二一・一九―二九二二・二一
二九二一・二九
二九二一・四二―二九二二・四四
二九二二・五一―二九二二・一一
二九二二・一九
二九二二・二九
二九二二・四一
二九二三・九〇
二九二四・一九

第二九一六・三九号の産品への他の項の材料からの変更
第二九一七・一二号から第二九一七・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
第二九一七・三五号の産品への他の項の材料からの変更
第二九一七・三九号の産品への他の項の材料からの変更
締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。
第二九一八・一九号の産品への他の項の材料からの変更
第二九二〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第二九二一・一九号又は第二九二一・二一号の産品への他の項の材料からの変更
第二九二一・二九号の産品への他の項の材料からの変更
第二九二一・四二号から第二九二一・四四号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
変更
第二九二一・五一号から第二九二二・一一号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
第二九二二・一九号の産品への他の項の材料からの変更
第二九二二・二九号の産品への他の項の材料からの変更
第二九二二・四一号の産品への他の項の材料からの変更
第二九二三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第二九二四・一九号の産品への他の項の材料からの変更

二九二五・一一	第二九二五・一一号の産品への他の項の材料からの変更
二九二五・一九	第二九二五・一九号の産品への他の項の材料からの変更
二九・二七―二九・二九	第二九・二七項から第二九・二九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
二九三一・〇〇―二九三二・一一	第二九三一・〇〇号又は第二九三二・一一号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
二九三三・六一	第二九三三・六一号の産品への他の項の材料からの変更
二九三四・二〇	第二九三四・二〇号の産品への他の項の材料からの変更
二九四〇・〇〇	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。
二九四二・〇〇	第二九四二・〇〇号の産品への他の項の材料からの変更

第三二類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

三二〇一・九〇	第三二〇一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること。
三二〇二・九〇―三二〇四・一九	第三二〇二・九〇号から第三二〇四・一九号までの各号の産品への当該各号が属する項

<p>三二〇四・二〇 三二〇五・〇〇―三二〇六・四二 三二〇六・四九 三二〇六・五〇―三二〇八・九〇 三二〇九・一〇 三二〇九・九〇 三二一〇・〇〇 三二一・一一―三二・一二 三二一三・九〇―三二一五・九〇</p>	<p>以外の項の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること。 第三二〇四・二〇号の産品への他の項の材料からの変更 第三二〇五・〇〇号から第三二〇六・四二号までの各号の産品への当該各号が属する項 以外の項の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること。 第三二〇六・四九号の産品への他の項の材料からの変更 第三二〇六・五〇号から第三二〇八・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項 以外の項の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること。 第三二〇九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更 第三二〇九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること。 第三二一〇・〇〇号の産品への他の項の材料からの変更 第三二一・一一項又は第三二・一二項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること。 第三二一三・九〇号から第三二一五・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項 以外の項の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること。</p>
<p>三三〇四・一〇―三三〇五・一〇</p>	<p>第三三〇四・一〇号から第三三〇五・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項</p>

第三三類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

三三〇五・三〇一三三〇五・九〇

以外の項の材料からの変更

第三三〇五・三〇号又は第三三〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第三五類 たんぱく系物質、変性でん粉、こう膠着剤及び酵素

三五〇二・一一―三五〇二・一九

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

三五・〇五

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第三七類 写真用又は映画用の材料

三七〇七・九〇

第三七〇七・九〇号の産品への他の類の材料からの変更

第三八類 各種の化学工業生産品

三八・〇一

第三八・〇一の産品への他の項の材料からの変更

三八〇四・〇〇―三八〇五・一〇

第三八〇四・〇〇号又は第三八〇五・一〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の

<p>三八〇六・九〇 三八〇八・九一―三八〇八・九九 三八〇九・一〇 三八〇九・九一―三八〇九・九二 三八・一〇 三八一一・二一 三八一一・九〇―三八一九・〇〇 三八・二一―三八・二二 三八二四・一〇 三八二四・四〇 三八二四・六〇 三八二四・九〇</p>	<p>材料からの変更 第三八〇六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第三八〇八・九一号から第三八〇八・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更 第三八〇九・一〇 第三八〇九・九一―九二号の産品への他の項の材料からの変更 第三八・一〇項の産品への他の項の材料からの変更 第三八一一・二一号の産品への他の項の材料からの変更 第三八一一・九〇号から第三八一九・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更 第三八・二一項又は第三八・二二項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 第三八二四・一〇号の産品への他の項の材料からの変更 第三八二四・四〇号の産品への他の項の材料からの変更 締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。 第三八二四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
--	---

第七部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品（第三九類及び第四〇類）

第三九類 プラスチック及びその製品

三九〇一・一〇―三九〇一・二〇	第三九〇一・一〇号又は第三九〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更
三九〇二・一〇―三九〇四・二二	第三九〇二・一〇号から第三九〇四・二二号までの各号の産品への当該各号が属する項 以外の項の材料からの変更
三九〇四・五〇―三九〇四・九〇	第三九〇四・五〇号から第三九〇四・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
三九〇五・二一	第三九〇五・二一号の産品への他の項の材料からの変更
三九〇五・三〇	第三九〇五・三〇号の産品への他の項の材料からの変更
三九〇六・九〇―三九〇七・三〇	第三九〇六・九〇号から第三九〇七・三〇号までの各号の産品への当該各号が属する項 以外の項の材料からの変更
三九〇七・五〇―三九〇七・六〇	第三九〇七・五〇号又は第三九〇七・六〇号の産品への他の項の材料からの変更
三九〇七・九一	第三九〇七・九一号の産品への他の項の材料からの変更
三九・一〇―三九・一一	第三九・一〇項又は第三九・一一項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
三九一七・二二―三九一八・一〇	第三九一七・二二号から第三九一八・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項 以外の項の材料からの変更
三九一九・一〇―三九二〇・六二	第三九一九・一〇号から第三九二〇・六二号までの各号の産品への当該各号が属する項 以外の項の材料からの変更
三九二〇・六九―三九二〇・七一	第三九二〇・六九号又は第三九二〇・七一号の産品への他の項の材料からの変更

三九二〇・七九
 三九二〇・九二
 三九二〇・九九
 三九二一・一二―三九二一・一三
 三九二一・一九―三九二一・九〇
 三九二三・一〇―三九二四・一〇
 三九二五・一〇
 三九二五・三〇―三九二五・九〇
 三九二六・三〇
 三九二六・九〇

第三九二〇・七九号の産品への他の項の材料からの変更
 第三九二〇・九二号の産品への他の項の材料からの変更
 第三九二〇・九九号の産品への他の項の材料からの変更
 第三九二一・一二号又は第三九二一・一三号の産品への他の項の材料からの変更
 第三九二一・一九号又は第三九二一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
 第三九二三・一〇号から第三九二四・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項
 以外の項の材料からの変更
 第三九二五・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
 第三九二五・三〇号又は第三九二五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
 第三九二六・三〇号の産品への他の項の材料からの変更
 第三九二六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第四〇類 ゴム及びその製品

四〇〇八・一九
 四〇〇八・二九
 四〇〇九・三一

第四〇〇八・一九号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。
 第四〇〇八・二九号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。
 第四〇〇九・三一号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。

四〇〇九・四一―四〇〇九・四二	ント以上であること。 第四〇〇九・四一―四一四号又は第四〇〇九・四二号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。
四〇一〇・三二	第四〇一〇・三二号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。
四〇一六・九三	第四〇一六・九三号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。
四〇一六・九九	第四〇一六・九九号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。

第八部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類

する容器並びに腸の製品（第四一類から第四三類まで）

第四一類 原皮（毛皮を除く。）及び革

四一・〇一―四一・一五	第四一・〇一―四一・一五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
-------------	------------------------------------

第四二類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の

製品

四二・〇一―四二・〇六

第四二・〇一項から第四二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四三類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

四三・〇一―四三・〇四

第四三・〇一項から第四三・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第九部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物（第四四類から第四六類まで）

第四六類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物

四六〇一・二九

いぐさ（ユンクス・エフスス）製品については、製造に使用するいぐさ（ユンクス・エ

四六〇一・九四

フスス）が締約国において完全に得られるものであること。
いぐさ（ユンクス・エフスス）製品については、製造に使用するいぐさ（ユンクス・エ

四六〇二・一九

フスス）が締約国において完全に得られるものであること。
いぐさ（ユンクス・エフスス）製品については、製造に使用するいぐさ（ユンクス・エ

フスス)が締約国において完全に得られるものであること。

第一一部 紡織用繊維及びその製品 (第五〇類から第六三類まで)

第五〇類 絹及び絹織物

五〇・〇一―五〇・〇三

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

五〇・〇四・〇〇

第五〇・〇四・〇〇号の産品への他の項の材料からの変更

五〇・〇五―五〇・〇六

繊維からの製造 (付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。)

五〇・〇七

糸からの製造 (付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。)

第五一類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

五一・〇一―五一・〇三

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

五一・〇四―五一・〇五

第五一・〇四項又は第五一・〇五項の産品への他の類の材料からの変更

五一・〇六―五一・一〇

繊維からの製造 (付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。)

五一・一一―五一・一三

糸からの製造 (付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。)

第五二類 綿及び綿織物

五二・〇一―五二・〇三
 五二・〇四―五二・〇七
 五二・〇八―五二・一二

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。
 繊維からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）
 糸からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

第五三類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物

五三・〇一―五三・〇二
 五三・〇三―五三・〇五
 五三・〇六―五三・〇八
 五三・〇九―五三・一一

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。
 第五三・〇三項又は第五三・〇五項の産品への他の類の材料からの変更
 繊維からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）
 糸からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

第五四類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品

五四・〇一―五四・〇六
五四・〇七―五四・〇八

化学材料又は繊維パルプからの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）
糸からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

第五五類 人造繊維の短繊維及びその織物

五五・〇一―五五・〇七
五五・〇八―五五・一一
五五・一二―五五・一六

化学材料又は繊維パルプからの製造
繊維からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）
糸からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

第五六類 ウォツディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製

品

五六・〇一―五六・〇三
五六・〇四―五六・〇九

繊維からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）
糸からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

第五七類 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

五七・〇一―五七・〇五

糸からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

第五八類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

五八・〇一―五八・一一

糸からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

五九・〇一―五九・一一

糸からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物

六〇・〇一―六〇・〇六

糸からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

第六一類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

六一・〇一―六一・一七

織物類又は編物類からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

第六二類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

六二・〇一―六二・一七

織物類又は編物類からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

第六三類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ

六三・〇一―六三・一〇

織物類又は編物類からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

第一二部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、

造花並びに人髪製品（第六四類から第六七類まで）

第六四類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

六四・〇一―六四・〇六

第六四・〇一項から第六四・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第六五類 帽子及びその部分品

<p>六五〇四・〇〇</p> <p>六五・〇五</p> <p>六五・〇六一六五・〇七</p>	<p>第六五〇四・〇〇号の産品への他の項の材料からの変更（第六五・〇五項の材料からの変更を除く。）</p> <p>第六五・〇五項の産品への他の項の材料からの変更（第六五・〇四項の材料からの変更を除く。）</p> <p>第六五・〇六項又は第六五・〇七項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更</p>
--	--

第一三部 石、プaster、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラ

ス及びその製品（第六八類から第七〇類まで）

第六八類 石、プaster、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

<p>六八一二・九九</p>	<p>第六八一二・九九号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。</p>
----------------	--

第七〇類 ガラス及びその製品

<p>七〇・〇七</p>	<p>第七〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセン</p>
--------------	--

七〇〇九・一〇
七〇一八・一〇
七〇一八・九〇

ト以上であること。

第七〇〇九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること。

第七〇一八・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
第七〇一八・九〇号の産品への他の類の材料からの変更

第一五部 卑金属及びその製品（第七二類から第八三類まで）

第七二類 鉄鋼

七二〇二・四九
七二〇二・六〇
七二〇二・九九―七二〇三・九〇
七二〇四・二一―七二〇四・二九
七二〇四・四九―七二二九・九〇

第七二〇二・四九号の産品への他の項の材料からの変更

第七二〇二・六〇号の産品への他の類の材料からの変更

第七二〇二・九九号から第七二〇三・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項

以外の項の材料からの変更

第七二〇四・二一号又は第七二〇四・二九号の産品への他の項の材料からの変更

第七二〇四・四九号から第七二二九・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項

以外の項の材料からの変更

第七三類 鉄鋼製品

七三・〇一―七三・〇七	第七三・〇一項から第七三・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
七三〇八・三〇―七三二〇・一〇	第七三〇八・三〇号から第七三二〇・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
七三一〇・二九―七三二二・九〇	第七三一〇・二九号から第七三二二・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
七三一四・一二―七三二四・一九	第七三一四・一二号から第七三二四・一九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
七三二四・四九	第七三二四・四九号の産品への他の項の材料からの変更
七三二五・一一―七三二五・一九	第七三二五・一一号から第七三二五・一九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
七三二五・八二―七三二五・八九	第七三二五・八二号又は第七三二五・八九号の産品への他の項の材料からの変更
七三二六・〇〇	第七三二六・〇〇号の産品への他の項の材料からの変更
七三二八・一一	第七三二八・一一号の産品への他の項の材料からの変更
七三二八・一四	第七三二八・一四号の産品への他の項の材料からの変更
七三二八・一五	第七三二八・一五号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること。
七三二八・一六―七三二八・二二	第七三二八・一六号から第七三二八・二二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

七三一八・二三―七三一八・二四	第七三一八・二三号又は第七三一八・二四号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること。
七三一八・二九―七三二九・九〇	第七三一八・二九号から第七三一九・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
七三・二〇	第七三・二〇項の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること。
七三二一・一一	第七三二一・一一号の産品への他の項の材料からの変更
七三二一・一九	第七三二一・一九号の産品への他の項の材料からの変更
七三二一・八二	第七三二一・八二号の産品への他の項の材料からの変更
七三二二・一一	第七三二二・一一号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること。
七三二三・一〇	第七三二三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
七三二三・九三	第七三二三・九三号の産品への他の項の材料からの変更
七三二三・九九	第七三二三・九九号の産品への他の項の材料からの変更
七三二四・二一	第七三二四・二一号の産品への他の項の材料からの変更
七三二四・九〇	第七三二四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
七三二五・九九	第七三二五・九九号の産品への他の項の材料からの変更
七三二六・一九―七三二六・九〇	第七三二六・一九号から第七三二六・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

第七四類 銅及びその製品

七四〇二・〇〇―七四〇三・一一	第七四〇二・〇〇号又は第七四〇三・一一号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
七四〇三・一三一七四〇三・一九	第七四〇三・一三号又は第七四〇三・一九号の産品への他の項の材料からの変更
七四〇三・二九―七四一五・二一	第七四〇三・二九号から第七四一五・二一号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
七四一五・三三一七四一五・三九	第七四一五・三三号又は第七四一五・三九号の産品への他の項の材料からの変更
七四一八・二〇	第七四一八・二〇号の産品への他の項の材料からの変更
七四一九・九一―七四一九・九九	第七四一九・九一号又は第七四一九・九九号の産品への他の項の材料からの変更

第七五類 ニッケル及びその製品

七五〇二・一〇―七五〇五・一二	第七五〇二・一〇号から第七五〇五・一二号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
七五〇五・二二―七五〇六・二〇	第七五〇五・二二号から第七五〇六・二〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
七五〇七・一二	第七五〇七・一二号の産品への他の項の材料からの変更

七五・〇八

第七五・〇八項の産品への他の項の材料からの変更

第七六類 アルミニウム及びその製品

七六〇一・二〇

第七六〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更

七六・〇三―七六・〇四

第七六・〇三項又は第七六・〇四項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

七六〇五・一九

第七六〇五・一九号の産品への他の項の材料からの変更

七六〇五・二九―七六一〇・九〇

第七六〇五・二九号から第七六一〇・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項

以外の項の材料からの変更

七六一四・一〇

第七六一四・一〇号の産品への他の項の材料からの変更

七六一五・一九

第七六一五・一九号の産品への他の項の材料からの変更

七六一六・一〇

第七六一六・一〇号の産品への他の項の材料からの変更

七六一六・九九

第七六一六・九九号の産品への他の項の材料からの変更

第七八類 鉛及びその製品

七八・〇一

第七八・〇一項の産品への他の項の材料からの変更

七八〇六・〇〇

第七八〇六・〇〇号の産品への他の項の材料からの変更

第七九類 亜鉛及びその製品

七九・〇一―七九・〇二
七九〇三・九〇
七九〇七・〇〇

第七九・〇一又は第七九・〇二項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
第七九〇三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第七九〇七・〇〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八〇類 すず及びその製品

八〇〇一・二〇
八〇・〇三―八〇・〇七

第八〇〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八〇・〇三項又は第八〇・〇七項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第八一類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

八一〇一・一〇―八一〇一・九六
八一〇一・九九―八一〇二・一〇

第八一〇一・一〇号から第八一〇一・九六号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
第八一〇一・九九号又は第八一〇二・一〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

第八二類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

八二〇二・九五―八二〇二・九六
 八二〇二・九九
 八二〇六・〇〇―八二〇七・二〇

第八一〇二・九五号又は第八一〇二・九六号の産品への他の項の材料からの変更
 第八一〇二・九九号の産品への他の項の材料からの変更
 第八一〇六・〇〇号又は第八一〇七・二〇号の産品への他の類の材料からの変更

八二〇一・五〇
 八二〇二・一〇―八二〇二・三九
 八二〇二・九九―八二〇五・一〇
 八二〇五・四〇―八二〇五・五九
 八二〇五・七〇
 八二〇五・九〇―八二〇八・三〇
 八二〇八・九〇―八二二〇・〇〇
 八二二一・九二―八二二一・九四

第八二〇一・五〇号の産品への他の項の材料からの変更
 第八二〇二・一〇号から第八二〇二・三九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
 第八二〇二・九九号から第八二〇五・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項
 以外の項の材料からの変更
 第八二〇五・四〇号から第八二〇五・五九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
 第八二〇五・七〇号の産品への他の項の材料からの変更
 第八二〇五・九〇号から第八二〇八・三〇号までの各号の産品への当該各号が属する項
 以外の項の材料からの変更
 第八二〇八・九〇号から第八二二〇・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項
 以外の項の材料からの変更
 第八二二一・九二号から第八二二一・九四号までの各号の産品への他の項の材料からの

第八三類 各種の卑金属製品

八二二二・二〇
八二二五・九一

変更

第八二二二・二〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八二二五・九一号の産品への他の項の材料からの変更

八三〇一・二〇

第八三〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること。

八三〇一・四〇―八三〇二・二〇

第八三〇一・四〇号から第八三〇二・二〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

八三〇二・三〇

第八三〇二・三〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること。

八三〇二・四一―八三〇二・六〇

第八三〇二・四一号から第八三〇二・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

八三〇五・二〇

第八三〇五・二〇号の産品への他の項の材料からの変更

八三〇六・二九

第八三〇六・二九号の産品への他の項の材料からの変更

八三〇七・一〇―八三〇八・一〇

第八三〇七・一〇号から第八三〇八・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

八三〇八・九〇

第八三〇八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

八三・一〇一八三・一一

第八三・一〇項又は第八三・一一項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像

及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品（第八四類及び第八五類）

第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

八四〇七・三一

第八四〇七・三一号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が五十パーセント以上であること。

八四〇七・三二一八四〇七・三四

第八四〇七・三二号から第八四〇七・三四号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。

八四〇八・二〇一八四〇八・九〇

第八四〇八・二〇号又は第八四〇八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。

八四〇九・九九

第八四〇九・九九号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。

八四一三・三〇

第八四一三・三〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。

八四一五・一〇

第八四一五・一〇号の産品への他の号の材料からの変更及び原産資格割合が五十パーセント以上であること。

八四・八二

第八四・八二項の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。

八四八三・六〇

第八四八三・六〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。

八四・八四

第八四・八四項の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。

第八五類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録

用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

八五〇一・一〇

第八五〇一・一〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。

八五〇一・三一―八五〇一・三二

第八五〇一・三一号又は第八五〇一・三二号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。

八五一・九〇

第八五一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。

八五一二・三〇―八五一二・九〇

第八五一二・三〇号から第八五一二・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。

八五一六・五〇	第八五一六・五〇号の產品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。
八五一八・四〇	第八五一八・四〇号の產品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。
八五二一・九〇	第八五二一・九〇号の產品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。
八五・四一	第八五・四一項の產品への他の類の材料からの変更（第八五四一・一〇号、第八五四一・二一号、第八五四一・二九号、第八五四一・三〇号、第八五四一・四〇号、第八五四一・五〇号、第八五四二・三二号、第八五四二・三三号及び第八五四二・三九号に分類されない構成機器は、考慮しない。）
八五四二・三一―八五四二・三九	第八五四二・三一号から第八五四二・三九号までの各号のハイブリッド集積回路への他の号の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること又は、
八五四四・三〇	第八五四二・三二号から第八五四二・三九号までの各号の集積回路（ハイブリッド集積回路を除く。）への他の類の材料からの変更（第八五四一・一〇号、第八五四一・二一号、第八五四一・二九号、第八五四一・三〇号、第八五四一・四〇号、第八五四一・五〇号、第八五四二・三二号、第八五四二・三三号及び第八五四二・三九号に分類されない構成機器は、考慮しない。） 第八五四四・三〇号の產品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。

第一七部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第八六類から第八九類まで）

第八七類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

八七〇一・二〇一八七〇一・九〇	第八七〇一・二〇号から第八七〇一・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が五十パーセント以上であること。
八七〇三・一〇	第八七〇三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が五十パーセント以上であること。
八七〇四・一〇	第八七〇四・一〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が五十パーセント以上であること。
八七〇四・三二一八七〇七・九〇	第八七〇四・三二号から第八七〇七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更及び原産資格割合が五十パーセント以上であること。
八七〇八・一〇一八七〇八・二九	第八七〇八・一〇号から第八七〇八・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。
八七〇八・四〇一八七〇八・八〇	第八七〇八・四〇号から第八七〇八・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。
八七〇八・九二一八七〇八・九四	第八七〇八・九二号から第八七〇八・九四号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。
八七〇八・九九	第八七〇八・九九号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。

<p>八七・〇九</p>	<p>ント以上であること。</p> <p>第八七・〇九項の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が五十パーセント以上であること。</p>
<p>八七一一・一〇</p>	<p>第八七一一・一〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が五十パーセント以上であること。</p>
<p>八七一一・三〇</p>	<p>第八七一一・三〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が五十パーセント以上であること。</p>
<p>八七一一・五〇―八七一一・九〇</p>	<p>第八七一一・五〇号又は第八七一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が五十パーセント以上であること。</p>
<p>八七一四・一一―八七一四・一九</p>	<p>第八七一四・一一号又は第八七一四・一九号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。</p>
<p>八七一四・九一―八七一四・九六</p>	<p>第八七一四・九一号から第八七一四・九六号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。</p>
<p>八七一六・九〇</p>	<p>第八七一六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が五十パーセント以上であること。</p>

第一八部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品（第九〇類から第九二類まで）

第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

九〇一五・八〇	第九〇一五・八〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。
九〇二九・一〇一九〇二九・二〇	第九〇二九・一〇号又は第九〇二九・二〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。
九〇三一・九〇	第九〇三一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。

第九一類 時計及びその部分品

九一一三・九〇	九一一三・九〇号の産品への他の類の材料からの変更
---------	--------------------------

第二〇部 雑品（第九四類から第九六類まで）

第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした

物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

<p>九四〇一・二〇 九四〇一・九〇 九四〇四・二一―九四〇四・二九 九四〇四・九〇</p>	<p>第九四〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。 第九四〇一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更 第九四〇四・二一号又は第九四〇四・二九号の産品への他の類の材料からの変更 糸からの製造</p>
--	--

第九六類 雑品

<p>九六〇五・〇〇 九六一二・一〇</p>	<p>第九六〇五・〇〇号の産品への他の類の材料からの変更 第九六一二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
----------------------------	--

附属書二の付表 繊維及び繊維製品の品目別規則（第五〇類から第六三類まで）

A
糸

統一システムの番号	五〇・〇五―五〇・〇六 五一・〇六―五一・一〇	適用なし	必要
	五二・〇四―五二・〇七 五三・〇六―五三・〇八 五四・〇一―五四・〇六	適用なし	必要
統一システムの番号	五五・〇八―五五・一一	必要	必要
		必要	必要

B
織物

統一システムの番号		締約国において当該締約国の原産品とされるために必要な工程			
五〇・〇七 五一・一一一五二・二三 五二・〇八一五二・一二 五三・〇九一五三・一一 五四・〇七一五四・〇八 五五・一二一五五・一六		必要	紡績工程	糸を浸染し、又はなせんする工程（注）	織り工程
		必要			
		必要			
		必要			
		必要			織物を浸染し、又はなせんする工程（注）

注 「浸染し、又はなせんする」工程については、漂白、防水加工、蒸じゅう・デカタイジング、収縮仕上げ、マーセライズ加工その他の類似の作業を二以上伴うべきである。

C 工業用の紡織用その他の繊維製品（第五六類から第五九類まで）

統一システムの番号	締約国において当該締約国の原産品とされるために必要な工程	メリヤス編み、クロセ編み、織り又は製品化の工程
五六・〇一―五六・〇三	適用なし	必要
五六・〇四―五六・〇九	必要	必要
五七・〇一―五七・〇二	必要	必要
五七・〇三―五七・〇五	適用なし	必要
五八・〇一―五八・一一	必要	必要
五九・〇一	適用なし	必要

五九・〇二一五九・一一

必要

必要

D メリヤス編物又はクロセ編物（第六〇類）

統一システムの番号		締約国において当該締約国の原産品とされるために必要な工程			
六〇・〇一六〇・〇六		必要	紡績工程	糸を浸染し、又はなせんする工程（注）	メリヤス編み又はクロセ編みの工程
		必要			織物を浸染し、又はなせんする工程（注）
		必要	必要	必要	必要
		必要			必要

注 「浸染し、又はなせんする」工程については、漂白、防水加工、蒸じゅう・デカタイジング、収縮仕上げ、マーセライズ加工その他の類似の作業を二以上伴うべきである。

E 衣類、衣類附属品及び紡織用繊維のその他の製品（第六一類、第六二類及び第六三・〇一項から第六三・一〇項まで）

統一システムの番号 六一・〇一六二・一七 六二・〇一六二・一七 六三・〇一六三・一〇	締約国において当該締約国の原産品とされるために必要な工程	
	メリヤス編み、クロセ編み又は織りの工程	製品化の工程
	必要	必要